

○八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和51年12月20日

規則第8号

改正 昭和58年4月1日規則第2号

昭和59年10月1日規則第12号

平成3年7月5日規則第14号

平成4年1月24日規則第4号

平成6年9月8日規則第16号

平成6年9月30日規則第18号

平成7年3月3日規則第5号

平成8年8月12日規則第7号

平成9年9月30日規則第13号

平成10年9月10日規則第9号

平成11年3月29日規則第7号

平成11年7月1日規則第11号

平成12年3月17日規則第11号

平成12年12月25日規則第25号

平成13年4月1日規則第5号

平成15年3月20日規則第5号

平成17年3月25日規則第11号

平成17年9月20日規則第16号

平成17年12月26日規則第18号

平成21年12月25日規則第21号

平成24年7月1日規則第12号

平成24年8月10日規則第14号

平成26年3月7日規則第3号

平成27年12月18日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(医療福祉費受給者証の交付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定の適用により医療福祉費の支給を受けられる場合は、同項に規定する事実を明らかにすることができる書類
- (2) 転入者にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するにあつては、次の各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

- (1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の保険者、組合員、被扶養者にあつては、その旨を証する書類
- (2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類
- (3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、町長が定める書

類

- (4) 条例第2条第3号ア（イ）に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類
- (5) 条例第2条第3号ア（ウ）に該当する者にあつては、在学を証する書類
- (6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

（受給者証の交付）

第4条 町長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）であり条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者が妊産婦以外の者である場合にあつては医療福祉費受給者証（様式第2号）を、妊産婦である場合にあつては妊産婦医療福祉費受給者証（様式第2号の2）を交付するものとする。

- 2 既に交付を受けた医療福祉費受給者証に付された有効期限が満了する場合であつて、町長が当該医療福祉費受給者証を有するものが引き続き対象者であり、かつ、条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、前条の規定に基づく申請があつたものとみなして、医療福祉費受給者証を交付するものとする。

（受給者証の再交付申請）

第5条 医療福祉費受給者証又は妊産婦医療福祉費受給者証（以下「受給者証」と総称する。）の交付を受けている者（以下「受給者」という。）又は条例第4条第5項に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）は受給者証を破り、よごし、又は失つたときは、医療福祉費受給者証再交付申請書（様式第3号）を提出してその再交付を申請することができる。

- 2 受給者証を破り、又はよごした場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後失つた受給者証を発見したときは、ただちにこれを町長に返還しなければならない。

(医療福祉費の支給申請)

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書(様式第4号)を町長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書

(2) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するにあたっては、受給者証を提示しなければならない。

(支給の決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときはその内容を審査のうえ当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(受療の手続)

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(控除額の支給申請)

第8条の2 条例第4条の2の規定による申請は、医療福祉費外来自己負担金支給申請書(様式第6-3号)を町長に提出して行うものとする。

2 前項の申請は、対象者(妊産婦・母子家庭の母子・父子家庭の父子・重度心身障害者等を除く。この項及び次条において同じ。)の期間内における条例第4条第2項の規定により控除する額の支給に係るものとし、対象者又は保護者等は同項に規定する医療等を受ける前に当該申請をできるものとする。

(控除額の支給)

第8条の3 町長は、前条第1項の申請を受理し、対象者が条例第4条第2項

に規定する医療等を受け控除額が発生した場合には、対象者の様式第1号の有効期間の月ごとに、当該月の控除額に相当する額を後日支払うこととする。

(災害等による損失等の計算の方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和58年政令第6号）第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し次の各号に定める事項に変更があつた場合とし、同条による届出は医療福祉費受給資格等内容変更届（様式第7号）に受給者証を提示して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第5条に規定する扶養義務者
- (4) 条例第5条に規定する所得の額
- (5) 条例第2条第1号に定める者の支払い口座等
- (6) 条例第2条第3号ア（イ）に定める者の障害の程度
- (7) 条例第2条第3号ア（ウ）に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- (9) 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険（以下「加入保険」という。）の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- (10) 対象者の加入保険の保険者及びその所在地若しくは名称
(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、受給者又は保護者等は第三者の行為による被害届（様式第8号）を速やかに町長に届出しなければならない。

(添付書類の省略)

第12条 町長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が、条例第2条に規定する対象者の要件を欠くに至つた場合は速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

2 改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条の規定により交付された医療福祉費受給者証は、この規則第4条の規定により交付されたものとみなし、旧規則の規定に基づいてなされている申請・届出・その他の手続はこの規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和58年規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号に係る改正規定は、昭和58年4月1日以降の診療分から適用する。

2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえなお使用することができる。

附 則（昭和59年規則第12号）

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

2 この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。ただし、八千代町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第19号）第3条の規定に基づ

き、この規則の施行日以後の新たな対象者に関する様式第6号に係る改正規定を除く。

附 則（平成3年規則第14号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成3年7月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。

附 則（平成4年規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成6年規則第16号）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成6年規則第18号）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成7年規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の

規定にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成8年規則第7号）

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第13号）

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、様式第6号の改正規定は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成10年規則第9号）

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第7号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成11年規則第11号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成12年規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第25号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成13年規則第5号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則第5条第1項、第6条第1項、第8条第1項及び第2項の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成15年規則第5号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規程にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成17年規則第11号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第16号）

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成17年規則第18号）抄

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第21号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成24年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年規則第14号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第16号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の八千代町情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の八千代町個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する規則、

第5条の規定による改正前の八千代町税条例施行規則、第6条の規定による改正前の八千代町固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第7条の規定による改正前の八千代町国民健康保険税条例施行規則、第8条の規定による改正前の八千代町財務規則、第9条の規定による改正前の八千代町における茨城県青少年の健全育成等に関する条例の事務に関する規則、第10条の規定による改正前の八千代町医療福祉費支給に関する条例施行規則、第11条の規定による改正前の八千代町母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則、第12条の規定による改正前の八千代町児童福祉法施行細則、第13条の規定による改正前の八千代町出産子育て奨励金支給条例施行規則、第14条の規定による改正前の八千代町老人福祉法施行細則、第15条の規定による改正前の八千代町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則、第16条の規定による改正前の八千代町あき地等に係る雑草等の除去に関する条例施行規則、第17条の規定による改正前の八千代町空き家等の適正管理に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の八千代町国民健康保険規則、第19条の規定による改正前の八千代町介護保険条例施行規則、第20条の規定による改正前の八千代町道路管理及び道路占用に関する規則、第21条の規定による改正前の八千代町土地譲渡益重課制度に係る優良宅地認定事務施行規則及び第22条の規定による改正前の八千代町土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅新築認定事務施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。